〃	第三十五回	十億円	百円	
〃	〃	六億円	百円二銭	
〃	第三十六回	六十一億円	百円一銭	
〃	〃	九億円	百円二銭	
〃	第三十七回	十四億円	百一円三十五銭	
〃	第四十一回	六億円	百四円四十銭	
〃	第四十六回	二十二億円	百四円六十一銭	
〃	第四十七回	十億円	百四円二十銭	
合計		千三百七億円		

○財務省告示第二十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年十二月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年一月二十四日　財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第一回	十億円	百一円九銭
〃	〃	七億円	百一円二十四銭
〃	〃	十億円	百一円三十四銭
〃	第三回	六億円	百三円四十四銭
〃	〃	一億円	百三円五十五銭
〃	第四回	三億円	百四円四十銭
〃	〃	三億円	百四円四十九銭
〃	〃	二億円	百四円五十九銭
〃	第七回	十億円	百七円十銭
〃	〃	九億円	百七円二十銭
〃	第八回	一億円	百七円六十五銭
〃	〃	三億円	百七円七十九銭
〃	〃	四億円	百七円八十九銭
〃	第九回	一億円	百八円五十九銭
〃	第十回	一億円	百九円
〃	〃	四億円	百九円二十四銭
〃	〃	三十一億円	百九円六十銭

〃	第十一回	六億円	百九円七十銭	
〃	第十二回	一億円	百十円三十銭	
〃	〃	五億円	百十円六十銭	
〃	〃	十一億円	百十円八十五銭	
〃	第十三回	三億円	百十一円四十銭	
〃	第十四回	二十億円	百十一円三十銭	
〃	〃	二十二億円	百十一円九十銭	
〃	第十五回	一億円	百十二円八十九銭	
〃	〃	三億円	百十二円九十九銭	
〃	第十六回	五億円	百十三円三十四銭	
〃	〃	五億円	百十三円四十五銭	
〃	〃	一億円	百十三円五十銭	
〃	〃	十一億円	百十三円七十銭	
合計		二百億円		

○国土交通省告示第五十五号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針の一部を改正する告示

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成二十一年国土交通省告示第千三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。

一1中「長期的に輸送需要が低迷する中、車両数が増加」を「車両数の減少を大きく上回る割合で輸送需要が低迷」に改める。

一2柱書き中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加え、同(5)中「このため、」の下に「これらの諸問題が発生している地域において、タクシー事業者をはじめとする関係者が相互に連携協力を図りつつ、タクシー事業の適正化を図るとともに、新規需要の開拓等の当該事業の活性化を図ることにより」を加える。

四1中「地域計画」を「準特定地域計画」に、「特定事業」を「活性化事業」に改め、「適正化及び」を削る。

四2中「地域計画」を「特定地域として指定された地域内に営業所を有するタクシー事業者においては、供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮することができない地域であることにかんがみ、特定地域計画に定められた供給輸送力の削減を確実に実施するとともに、当該計画に定められた事業の推進に努め、準特定地域として指定された地域内に営業所を有するタクシー事業者においては、準特定地域計画」に改め、「取り組むとともに」の下に「、タクシー事業者の法令の遵守の確保や運送サービスの質の向上、新たな輸送需要の開拓」を加える。